

## 第3章 長井市の歴史文化の特性

本市は、奥羽山脈の西側、吾妻山系を源流とする最上川、飯豊山系を源流とする白川、朝日山系を源流とする野川の三河川が合流する地域で、古来、水の豊かな土地です。この豊かな水を求めて、旧石器時代以来、長く人々の営みが続いてきました。

平地はさほど広くありませんが、最上川や白川の氾濫原や河岸段丘、市域西部に野川が作った扇状地が広がり、豊かな水を利用した流し木（ながしき／薪などに利用する木材を上流から一気に流す方法）や稻作が古くから行われてきました。江戸時代中期以降、絹織物の需要が高まり、養蚕や生糸製造が盛んになると、これらにも豊かな水は一役買いました。また、現代の電子部品製造や精密金属加工などにもきれいで豊かな水が必要不可欠です。本市には、これらに応えられる豊かな水資源があります。

また、山形県の母なる川と呼ばれる最上川が南北に縦貫する本市は、川を利用しやすい地理的なメリットを備えています。特に江戸時代中期、京都の豪商・西村久左衛門によって最上川上流部の難所が開削されて上流部まで通船できるようになると、米沢藩による舟運の要衝として、非常に重要な役割を担いました。これは、大正時代に鉄道が通るまで続きます。

このように、本市の歴史文化の特性をまとめると『原始から脈々と続く、恵み豊かな山と水に支えられた生活と生業』と言え、これが現代の水のまち長井を形づくっています。

これを基本として本市の特性を整理すると、次の5項目に集約されます。

### 1 原始、古代、中世の長井

長井市内にある231箇所の遺跡のうち原始時代の遺跡の分布をみると、野川や白川を望む微高舌状台地の先端部に位置することが多く、水源を利用しつつ水害を「避ける」場所に居住するという、古代以降にもつながる土地利用が見られます（長者屋敷遺跡など）。

豊田地区の丘陵地帯では、平安時代の窯跡（蛇崩窯跡など）が複数発見されており、周囲からは現在も良質な粘土を採取することができます。また、平野部の集落跡（台遺跡など）からは柵で囲まれた施設や墨書き器が発見されました。これらの考古資料は、政治的な拠点があったことを示すものであり、当時の長井郷（行政区画の一つ）の中核が長井盆地にあったと考えられています。



写真13 長者屋敷遺跡の住居遺構（10、11、12号住居）



写真14 台遺跡の掘立柱建物跡



写真 15 台遺跡出土墨書き土器

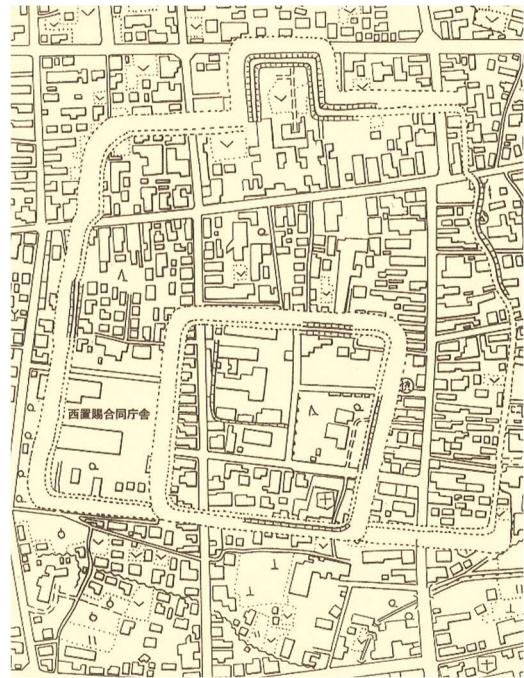


図 12 宮村館略測図

鎌倉時代に、長井荘は大江広元が地頭となり、その後は次男である長井時広の支配下となりました。時広は中央で幕府の要職に就いていたため、長井荘は地方豪族が代官として治めていましたが、中央仏師の作とされる馬頭観音菩薩立像（山形県指定文化財）の存在など、中央の文化がこの地にも及んでいました。

長井市域に伊達氏が入ったのは、南北朝時代後期の第8代伊達宗遠の頃とされています。また、伊達家第17代・伊達政宗の重臣である片倉小十郎景綱の叔父にあたる片倉壱岐守景親は、現在の中央地区に位置する宮村館に居住していたとされ、長井市域は伊達家にとって重要な地域でした。

この時代、中心市街地を南北に縦貫する街道に面して、中央地区小出の館町・あら町や中央地区宮の横町・十日町が、寺社の門前町などとして形成されたことで、長井市中心部の町割りの原型ができました。

## 2 最上川舟運と交通

最上川、白川、野川に由来する自然堤防や河岸段丘上には原始時代からの遺跡が数多く位置しており、当時から人々は河川との関わりの中で生活を営んできたことがわかります。

中世の交通は陸路が主であり、河川を利用した往来は極めて限定的でした。慶長6年(1601)に上杉氏

が米沢に移封されると、上長井(米沢市街)は政治の中心、下長井(特に中央地区の宮と小出)は経済の中心となります。当時も物資の往来は陸路が主でしたが、元禄7年(1694)の米沢藩御用商人・西村久左衛門による難所「黒滝」の開削をきっかけに、本格的な最上川舟運が行われるようになりました。米、青苧、漆蠅といった特産品が長井から運ばれ、代わりに長井には上方の文化と物資がもたらされ、長井は商人の町として大いに栄えました。大正3年(1914)に長井軽便鉄道が開通すると、地域の物流の主役は鉄道になりました。このころから長井の

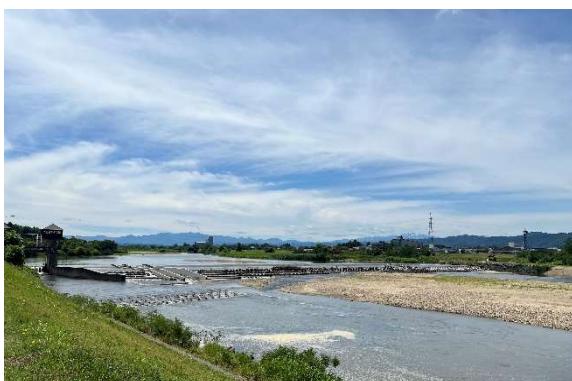


写真 16 最上川を下流側(北東)から望む

街中には工場が誘致されるようになり、工業の町として発展し始めました。

戦後、自動車の普及に合わせて全国的に道路網が整備されていきますが、長井市域ではやや遅れて昭和40年代半ばから自動車が交通の主役となっていきました。



写真 17 郡是製絲長井工場

写真 18 長井線汽車時刻表

### 3 生活に利用される長井の水

江戸時代に、野川三堰や桶佐堀、諏訪堰などが設置され、長井市域の広範囲に水を供給しました。野川三堰の一部の堰は市域中心部にも供給し、町場の水路は網の目のように張り巡らされました。これらは今も町場で見ることができます。水路の各所には「かわど」という水路の水を利用するための場所が設けられたほか、一部は屋敷内に引き込まれ「入れかわど」と呼ばれる流し場となるなど、長井の水が生活に密接に結びついていたことを今に伝えます。

河川・水路は水を供給するだけではなく、生活に欠かせない薪材を川で運ぶ「流し木」にも利用されました。また、河川は時に洪水という形で生活を脅かす水害をもたらします。水の恵みを受ける一方で、長井の歴史は治水の歴史でもあり、人々は堤防やダムを築き、水とともに生きてきました。

江戸時代、宝暦年間の大洪水を教訓に築かれた締切堤防は、その後、数度にわたって改修されましたが、現在も当時の面影を見ることができます。

近年の治水では、管野ダム、木地山ダム、長井ダムが築かれました。特に長井ダムは、県内でも指折りの貯水量を誇り、治水のみならず、ダム湖を利用した水観光も推し進めています。



写真 19 平野川に残る「かわど」

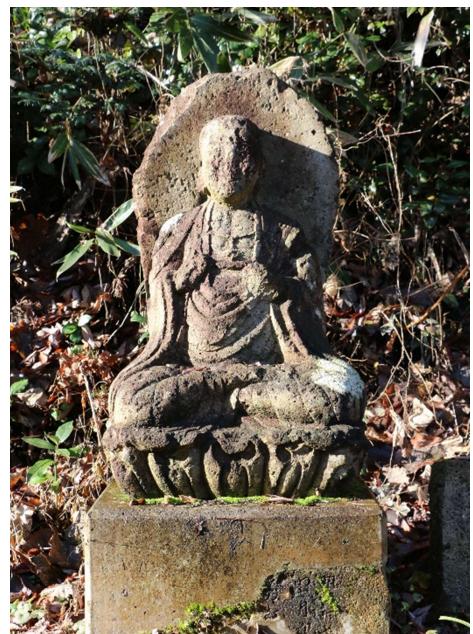


写真 20 滝本地蔵

#### 4 野川の清流に育まれた地場産業



写真 21 長井紬の立役者  
西方吉太郎の碑



写真 22 農閑期に家庭で  
織られる紬織物

近世以前の長井市域の主要産業は稲作で、これは地域の水が豊かであったことに加え、たびたび起こる洪水が土地を肥沃にしたことも関係しています。近世は稲作に加え麻布の材料となる青苧栽培や養蚕が盛んになりました。その後、米沢藩第9代藩主・上杉治憲（鷹山）により特産品として繭玉、漆蠅、和紙の製造が奨励されました。いずれも製造の過程で大量の水を必要とすることから、長井の地に適した産業でした。また、養蚕については原材料の出荷だけではなく、紬織が農家の冬仕事として行われるようになり、今日の『長井紬』へとつながります。

近代以降、養蚕・製糸は主力産業として長井を支え続けます。大正3年(1914)には「郡是製絲（現グンゼ）長井工場」が誘致され、この頃から、後に企業城下町として様々な工場を誘致し発展する「工業の町長井」の姿を垣間見ることができます。

#### 5 信仰と獅子舞

長井市域の主要な山岳地帯である通称西山は、飯豊朝日山系に属し、長井市にピークを持つ靈山である祝瓶山があります。また、同じく信仰の山である葉山があり、長井の山岳信仰は主にこの二つの山に由来し、現在でも多くの登山客が訪れます。

長井市では多人数獅子、いわゆるムカデ獅子が盛んに行われており、これは山岳信仰（修験）に深い関係があります。長井の黒獅子舞の起源は、前九年合戦の際に長井の一の宮である總宮神社で、源頼義が戦勝を祝う舞を奉納したこととされています。長井の黒獅子舞は、民俗学的には龍神信仰との関わりが指摘され、大蛇（龍神）と「卯の花姫」伝説とが結合するなど、域内に残る同種の幾つかの伝承を取り込みながら成立しました

（図13 参照）。その後、江戸時代に、人々の暮らしが安定すると、黒獅子舞を奉納する寺社が増えてきました。現在、黒獅子舞は40を超える市内の寺社で今も受け継がれており、長井市民の心の拠り所となっています。また、ながい黒獅子まつりは、これらの黒獅子舞が一堂に会する祭事として始められましたが、鎮魂供養の性格も有する催しとして、長井市あげての祭りとなりました。



写真 23 獅子の出御（總宮神社）

### 黒獅子の発生構造（歴史空間的概念図）

- ①「赤崩山神社」=水源としての開拓神および治水の神をまつる
- ②野川の治水祈願（三渕神社）+最上川の治水祈願（赤崩山神社）  
「赤崩山白鳥大明神」の建立（二つの川の合流地に合祀）
- ③野川の治水・利水と龍神信仰+卯の花姫伝説⇒「龍神=卯の花姫」の結合
- ④龍神の總宮神社祭礼時の来訪伝承  
⇒黒獅子の発生 奥宮（三渕）と里宮（總宮）の関係性がより深化

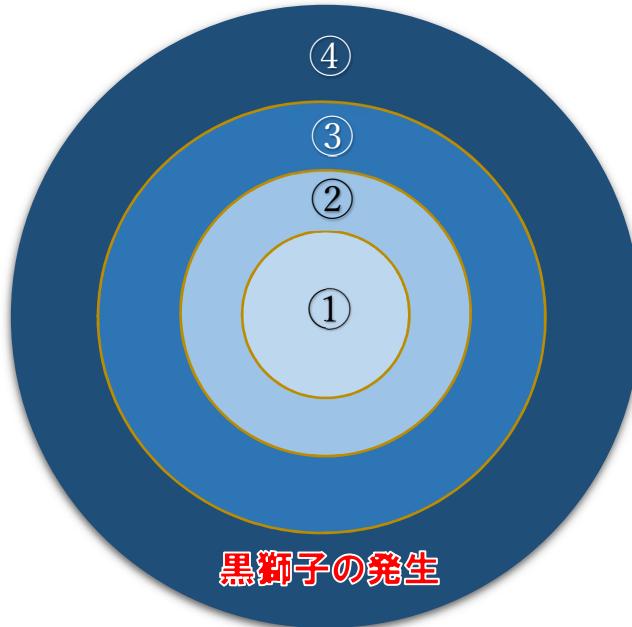


図 13 長井市域における黒獅子の発生構造に関する概念図

出典：長井市史各論第二巻

## 第4章 文化財の保存・活用に関する目標、方向性、課題、方針

令和6年3月制定の長井市第六次総合計画において、文化財と芸術を含む教育分野については基本目標を次のとおり掲げています。

《長井市第六次総合計画 基本目標》

夢を育み元気に活躍できるまちづくり

この将来像を目指すにあたり、文化財の保存と活用についての目指す姿を、長井市第六次総合計画では次のとおり掲げています。

《長井市第六次総合計画 目指す姿》

文化財を適切に管理して次世代に伝え、

文化財に触れる機会を創出して市民の文化財への関心を高め、

シビックプライドの醸成につなげる

この長井市第六次総合計画での基本目標や目指す姿を、本計画の目指す姿として掲げます。それを実現するにあたり、次の三つの方向性を設定します。これらはそれぞれが独立したものではなく、互いに関連し合いながら目標達成を目指します。

### 【方向性1】文化財を守り伝える

文化財を確実に後世に継承するためには、それを適切に保存・管理し「守る・伝える」ことが大前提となります。そのために、文化財所有者等や地域、または国・県と連携し、日常的な管理から長期的な保存のための体制づくりを推進します。文化財を適切に管理して「次世代に伝える」意識を高めることで、シビックプライドの醸成につなげます。

#### 【課題】

- ・ 文化財の保存は、文化財所有者等の自主性に依拠しており、行政と文化財所有者の連携が不十分。
- ・ 指定等文化財所有者等の後継者がいないケースがあり、長期的な保存体制が不安定。
- ・ 指定等文化財所有者が所有する文化財の扱いに苦慮。
- ・ 指定等文化財の保存管理にかかる経費が増大。
- ・ 未指定文化財の調査が不十分。
- ・ 未指定文化財所有者の現状把握が不十分。
- ・ 保存継承していく必要性の高い未指定文化財の存在。
- ・ 文化財の収蔵場所の不足。

- ・ 指定等文化財の多くで災害への弱さ。

## 【方針】

- ・ 文化財の保存について、指定等文化財所有者等との連携を強化（定期的な巡回、要望・相談への対応等）。
- ・ 文化財の保存について、未指定文化財所有者等との連携を強化（価値の共有、要望・相談への対応等）。
- ・ 指定等文化財及び所有者等に対する体制・取扱い・経費などのサポート強化。
- ・ 未指定文化財の調査・研究、情報収集。
- ・ 収蔵スペースの確保。
- ・ 指定等文化財の災害対策強化。

## 【方向性 2】文化財を知り学ぶ

市民の文化財への「関心を高める」ためには、文化財のことを「知る」必要があります。そして、地域にどのような歴史があるのか、また、その文化財に触れる機会を創出し、その価値について「学ぶ」必要があります。いつでも・どこでも・誰もが・気軽に、そして楽しく文化財と歴史文化について「知り学ぶ」環境を充実させることで、シビックプライドの醸成につなげます。

## 【課題】

- ・ 指定等文化財に関する情報公開が不十分。特に、個人所有の動産的な指定文化財（美術工芸品など）の情報の不足。
- ・ 指定等文化財についての調査・研究が不十分。
- ・ 未指定文化財に関する情報の不足、調査・研究が不十分。
- ・ 児童生徒や市民等が郷土史を学習する機会の少なさ。
- ・ 歴史文化に関する情報発信が不十分。
- ・ 市民から文化財についての情報を提供してもらう機会の不足。
- ・ 未指定文化財の把握調査について、美術工芸品や動物・植物・地質鉱物等の情報収集が不十分。

## 【方針】

- ・ 指定等文化財に関する更なる情報収集、調査・研究と情報公開の推進。
- ・ 未指定文化財の情報収集、調査・研究の推進。
- ・ いつでも知りたい情報に簡単にアクセスできる環境の整備。
- ・ 文化財、歴史文化について、学校でのカリキュラムの中で学習する体制の整備。
- ・ 文化財、歴史文化をテーマにした講座、展示、イベントの開催。
- ・ 歴史文化に関するストーリーの発信。
- ・ 市民からの文化財についての情報収集体制の整備。
- ・ 未指定文化財の把握調査（特に、美術工芸品や動物・植物・地質鉱物など）の推進。

## 【方向性3】文化財を活用し発信する

文化財を「守り伝え」「知り学ぶ」ためには、保存していくだけでは不十分です。公開と活用を通じてその魅力を「発信」する必要があります。様々な分野に「活用」された文化財が広く「発信」されることで、市民のシビックプライドを醸成、また本市を訪れた人も「長井が好き」になることによる相互作用により、文化財を「次世代へ伝える」機運を高めていきます。

### 【課題】

- ・ 公有の文化財の整備が不十分。
- ・ 公開と活用について、文化財所有者等と行政との連携が不十分。
- ・ 文化財に関する情報発信が不足。
- ・ 文化財展示施設の不足。
- ・ 指定等文化財の価値の周知不足。
- ・ 観光資源としての文化財という見方が必要。
- ・ 文化財の所在が不明確。

### 【方針】

- ・ 公有の文化財の整備促進。
- ・ 公開と活用について、文化財所有者等と行政との連携を強化。
- ・ 文化財に関する新たな情報発信方法の検討。
- ・ 文化財展示施設の創出。
- ・ 指定等文化財の価値の周知、発信。
- ・ 観光資源になる文化財の発掘。
- ・ 文化財の所在を知らせる手段の構築。

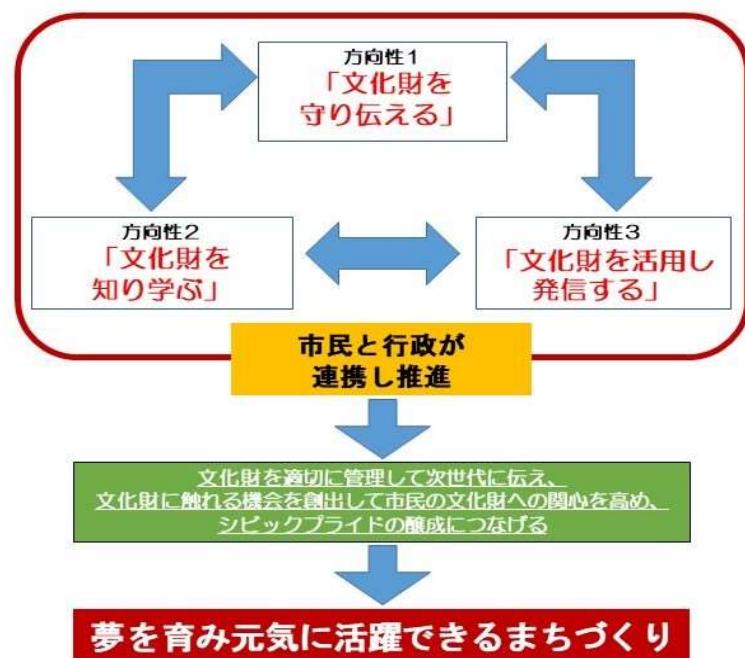


図 14 3 つの方向性と目標

## 第5章 文化財の保存・活用に関する事業

前章の方針を踏まえ、計画期間中に実施する具体的な事業を示します。

なお、事業の実施にあたっては、財源として市費（単独市費）に加えて、県費（各種補助金の活用）、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金など）だけでなく、民間などの資金も活用しながら財源の確保に努めるものとします。

### 1 文化財を守り伝える取り組み

事業名等	事業内容	継続 拡充 新規	事業主体						年度				
			市民等	文化財の所有者	関連団体	学校等	学識者	市	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1 文化財寄附の受理	文化財所有者やその関係者が、所有する文化財の存続に困難を来している場合、行政で寄贈を受け付けること、相談に乗ることで滅失や散逸を防ぐ。	継続		●				●					→
2 学芸員有資格者の採用、配置	学芸員有資格者を継続的に採用・配置し、文化財の保存・活用に関わる事業に対し、常時、専門職員による対応が可能な体制を構築する。	継続						●					→
3 未指定文化財の調査推進	文化財を適切に管理し、次世代に伝えるため、未指定文化財（特に、美術工芸品や動物・植物・地質鉱物など）の掘り起こしと詳細調査の実施を進める。	継続	●	●	●	●	●	●					→
4 文化財の指定・登録の推進	未指定文化財調査等によって確認された文化財のうち、指定等による保護措置が必要と認めるものについては、所有者等と協議のうえ、指定・登録を進める。	継続		●				●	●				→
5 空き家等活用事業	無住建造物（空き家）のうち、一定年数を経過している特徴的な建造物を中心に、収蔵展示施設等の活用について検討する。	継続	●	●	●			●	●				→
6 重要な構成要素となる建造物の修繕等支援	【重要な構成要素となる建造物の修繕等支援】 重要な景観選定エリアの整備】 重要な景観の重要な構成要素となっている建造物の修繕等を支援する。	継続		●				●	●				→
7 水路管理に関する市民協働の推進	文化財としての水路の価値を周知するため、水路の維持管理やゴミ清掃に係る市民協働イベントを実施する。	継続	●						●				→
8 公共の文化財施設の計画的な維持管理の推進	指定管理者制度などによって維持管理を行っている公共の文化財建造物（旧長井小学校第一校舎、旧丸大扇屋、旧西置賜郡役所）に関して、き損等が発生する前に計画的な修繕等を実施する。	継続			●		●	●					→
9 準用河川等の水路の安全性の向上	準用河川等の水路の適正な水量調整とパトロールの実施により、集中豪雨時による洪水や浸水等を防ぎ、建造物等の文化財を保全する。	継続						●	●				→
10 文化財保存事業費補助金の拡充	指定等文化財所有者やその関係者が、所有する文化財の維持（特に費用面）に困難を来たしている場合、その費用の一部を助成する。現在は文化的景観の構成要素を対象としているが、その対象を拡大していく。	拡充		●					●				→
11 指定等文化財パトロール事業	既に重要なものとして認知されている指定等文化財について、定期的に巡回監視し、保存状況等を確認する。現在は天然記念物を中心に実施している確認作業を、他の文化財にも拡充する。	拡充		●	●		●	●					→
12 庁内事業との調整等の実施	文化財の保存、活用に関わる庁内の各部署と、関連計画との整合性を図り、開発等の調整や各種情報共有等を進める。	新規							●				→
13 文化財の適切な管理の推進	文化財管理マニュアルを作成し、指定等文化財の所有者を対象とした管理講習会を開催し、文化財の後継者の育成体制を構築する。	新規		●				●	●				検討 →
14 市民の意見を聴取する方策の検討	文化財の保存、活用に関し、広く市民の意見を求めるため、保存活用に関するアンケート調査やワークショップ等を実施する。	新規	●	●	●		●	●					検討 →
15 文化財後継者相談事業	文化財（未指定を含む）の所有者やその関係者から保存継承や維持管理等に関する相談を受け、助言等を行う。	新規		●	●			●	●				検討

16	文化財を継承する地域団体への支援	民俗芸能など、民間の団体が継承している文化財について、補助金や指導助言など、活動の支援を行う。	新規		●		●	●				検討
17	建造物等文化財の火災対策	火災に弱い文化財建造物について、消防設備や消防水利を整備し、適切な保存・活用につなげる。	新規		●			●				検討
18	文化財を有する公園の整備	「白つじ公園（松ヶ池公園）」「あやめ公園」は市指定天然記念物「七兵衛ツツジ」や「アヤメ長井古種」を植栽しているため、公園全体を適切に管理し、施設の適切な整備を進める。	新規					●				検討

## 2 文化財を知り学ぶ取り組み

事業名等	事業内容	継続 拡充 新規	事業主体						年度			
			市民等	文化財の所有者	関連団体	学校等	学識者	市	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
19	文化財調査事業	美術工芸品や動物・植物・地質鉱物等、調査が不十分な文化財や、豊田地区等の文化財調査不足地区について、専門家の協力を得ながら調査を進める。	継続					●	●			
20	デジタルアーカイブ <sup>(※1)</sup> 整備事業	主に市所有の文化財等について、分類整理の終わった資料をデジタルアーカイブ化し、可能な範囲で公開しているが、併せて、市内の他の歴史文化に関する情報をデジタルアーカイブ化し、市民を含め、誰でも長井の歴史文化に触れることができるようする。	拡充	●	●	●		●	●			
21	小中学校の郷土史学習の充実	小中学校で行われる郷土史を知る学習に講師を派遣するなど、充実した学習となるよう支援する。	拡充			●	●	●	●			
22	小中学生等の案内ボランティアの育成支援	現在は伊佐沢の久保ザクラのみで行われている子どもたちによる案内ボランティアを、他の文化財にも広げていくことで、地域の文化財や歴史文化を学習する機会を増やす。	拡充	●		●	●	●	●			
23	学校給食による郷土意識の醸成	食材の地産地消を進めるとともに、給食のメニューに郷土料理を加え、食文化の継承を図る。	拡充				●		●			
24	文化財を知る機会を創出	より多くの人に長井の歴史文化を知ってもらうため、文化財に関するワークショップや出前講座などを実施する。	拡充	●	●	●		●	●			
25	文化財を見る機会を創出	市内文化施設はもとより、その他の公共的施設や市外博物館施設等とも連携し、長井市の文化財（主に有形文化財）を展観する機会（外部委託を含む）を提供する。	新規	●	●	●	●	●	●			検討
26	文化財を学ぶ機会を創出	文化財（特に指定等文化財）に関する講座を開催し、市民の関心を喚起する。	新規	●	●	●		●	●			検討
27	小中学生向けの文化財を知る機会を創出	小中学校の児童生徒向けに文化財に親しむ機会を提供するため、文化財の見学会やアウトリーチ（出前授業）などを行う。	新規	●			●		●			検討
28	大学等との連携推進事業	市内の文化財等について、大学等の研究機関と連携し、調査研究を進める。	新規					●	●			
29	地域・地区のお宝発見事業の支援	地域と学校が連携した世代間交流による地域学習の一つとして、地域の宝物を探す事業を提案支援し、郷土愛を育む一助とする。	新規	●	●	●	●	●	●			検討
30	デジタルアーカイブを活用した情報発信	市に所在する文化財等について、デジタルアーカイブを活用し、由緒や現況などの関連情報を登録し、インターネットを通じて広く発信する。	新規	●	●			●	●			検討

※1:デジタルアーカイブ=デジタル技術を用いてあらゆる知的財産を記録・保存し、インターネット上で公開する仕組み。

### 3 文化財を活用し発信する取り組み

事業名等	事業内容	継続 拡充 新規	事業主体					年度						
			市民等	文化財の所有者	関連団体	学校等	学識者	市	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
5 空き家等活用事業（再掲）	無住建造物（空き家）のうち、一定年数を経過している特徴的な建造物を中心に、収蔵展示施設等の活用について検討する。	継続	●	●	●		●	●					→	
31 重要文化的景観選定区域の修景整備	【重要文化的景観選定エリアの整備】歴史的な通りである十日町通り、あら町通りの道路整備、通りに面する修景整備及び環境美化等を促進する。	継続		●	●			●					→	
32 重要文化的景観選定区域宮エリアの整備	【重要文化的景観選定エリアの整備】県指定建造物「旧丸大扇屋」や市指定建造物「小桜館（旧西置賜郡役所）」の整備とともに、周辺のエリアの街路や準用河川等の水路の整備を進める。	継続	●	●			●	●					→	
33 最上川河川緑地の整備との連携	【重要文化的景観選定エリアの整備】最上川河川緑地整備事業と連携し、市民や観光客に最上川舟運の理解を深める案内看板等を整備し、町場への感心を持つよう誘導し、市民の憩いの場とともに、観光客誘致につなげる。	継続	●		●			●					→	
34 文化財サイン表示の充実	既にあるものを含め、文化財に看板を設置し、広く存在の周知を図るための設置計画を作成し整備を進める。	継続		●			●	●					→	
35 SNS等、情報発信ツールの活用促進	市内外への文化財のPRのため、SNSなどを活用し情報発信を行う（デジタルアーカイブ等を含む）。	継続		●	●			●					→	
36 文化財観光資源化事業	現在はまち歩きツアーの中で文化財建造物を巡っているが、新たに文化財建造物や天然記念物の樹木などを巡るツアーの企画運営や、長井紬体験など、文化財を観光資源化して観光客誘致につなげる。	拡充		●	●			●					→	
37 文化財巡りのコースの設定とマップの作成、スタンプラリー等の構築	現在は歩きで巡る街歩きコースが設定されているが、自転車等で回るコースなど、市内に点在する文化財建造物や天然記念物の樹木などを結ぶルートを設定し、そのマップを作製し、市民や観光客が文化財に親しむ機会を創出する。	拡充		●	●			●					→	
38 文化財所有者向けの相談体制の構築	今後活用を図りたい文化財建造物の所有者に向け、有効活用に向けた相談体制を整え、起業や創業の支援を行う。	新規		●	●			●					検討	→
39 文化財等活用支援制度の創設	所有する文化財の展示公開などを行う所有者に対して助成を行う等、あまり知られていない文化財を知る機会を醸成する。	新規	●	●	●		●	●					検討	→
40 文化財建造物の活用支援	蔵等の文化財建造物を活用した美術展覧会やコンサート等の催事主催者もしくは所有者に対して助成等の支援を行う。	新規	●	●	●	●	●	●					検討	
41 文化財案内所の整備（道の駅等の活用）	道の駅等にある観光案内所に文化財案内も加え、より多くの観光客を誘導する。	新規		●	●			●					検討	
42 文化財フェアの開催	蔵や庭を活用したコンサートや美術展等の開催など、文化財を活用した取り組みを進める。	新規		●	●			●					検討	
43 長井ダム周辺の自然資源の活用を検討	希少な動植物が多く生息している長井ダム周辺の活性化を図るために、自然環境等の各種調査を行い自然観察等の活用を検討する。	新規			●		●	●					検討	